

掛川市文書取扱規程等の一部を改正する訓令乙

掛川市文書取扱規程（平成17年掛川市訓令乙第1号）等の一部を次のように改正する。

（掛川市文書取扱規程の一部改正）

第1条 掛川市文書取扱規程（平成17年掛川市訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、同条第2項に規定する市長政策室」を削る。

（掛川市日直規程の一部改正）

第2条 掛川市日直規程（平成17年掛川市訓令乙第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（日直員）」に改め、同条中「市職員」の次に「（会計年度任用職員を含む。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が認めるときは、市職員以外の者に委託することができる。

第5条第1号中「満たない者」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（掛川市建設工事監督員執務規程の一部改正）

第3条 掛川市建設工事監督員執務規程（平成17年掛川市訓令乙第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「検印し」の次に「、又は署名し」を加える。

様式第1号中

「

監 督 員	Ⓜ
請 負 者	
現 場 代 理 人	

」を

「

監 督 員	（署名又は記名押印）
請 負 者	
現 場 代 理 人	

」に改める。

（掛川市公用車等管理規程の一部改正）

第4条 掛川市公用車等管理規程（平成17年掛川市訓令乙第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務部管財課」を「総務部資産経営課」に改め、同条第6号中「及び同条第2項に規定する市長政策室」を削る。

第7条第3項中「総務部管財課長」を「総務部資産経営課長」に、「管財課長」を「資産経営課長」に改める。

第10条第1項中「管財課長」を「資産経営課長」に改める。

様式第1号中

「

7	確認の方法 (目視等、アルコール検知器)	【乗車前】 目視等・検知器	所属長 確認欄	【乗車後】 目視等・検知器	所属長 確認欄
---	-------------------------	------------------	------------	------------------	------------

」

を

「

7	確認の方法 (アルコール検知器)	【乗車前】 検知器	所属長 確認欄	【乗車後】 検知器	所属長 確認欄
---	---------------------	--------------	------------	--------------	------------

」

に改める。

様式第6号中「 管財課長 氏 名」を「資産経営課長 氏 名」に改める。

(掛川市公共施設等安全管理規程の一部改正)

第5条 掛川市公共施設等安全管理規程(平成17年掛川市訓令乙第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部管財課長」を「総務部資産経営課長」に改める。

(掛川市土地利用検討委員会規程の一部改正)

第6条 掛川市土地利用検討委員会規程(令和2年掛川市訓令乙第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第7号を削り、同条第7項中「戦略監並びに」を削る。

(掛川市職員賠償責任等審査委員会規程の一部改正)

第7条 掛川市職員賠償責任等審査委員会規程(令和5年掛川市訓令乙第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この訓令乙は、令和6年4月1日から施行する。